美幌町立小中学校

保護者・地域住民等とのより良い関係構築に向けた

カスタマーハラスメント

対応ガイドライン

児童生徒の学びを守り、教職員が安心して働ける学校へ

令和８年１１月

美幌町教育委員会

目　次

本　編

第１章　目的・対象・基本方針 1
第２章　カスタマーハラスメントの定義・具体例 2
第３章　教育委員会等の役割と相談窓口・支援体制 4
第４章　保護者や地域住民等との信頼関係の構築と未然防止 5
第５章　事案発生時の迅速かつ適切な対応 6
第６章　プライバシー・記録の管理と教職員の保護 9
第７章　研修・周知・検証 10

参考資料

別紙１　カスタマーハラスメントが疑われる場合の対応フロー 12
別紙２　カスタマーハラスメント相談・対応記録票 13

はじめに

保護者や地域住民等は児童生徒等の成長を支えるパートナーであり、良好な関係を築き、連携・協働していくことが重要です。学校に寄せられる意見、要望、相談等については、教育委員会や学校は真摯に向き合い、教育活動の充実・改善に生かしていく必要があります。

一方で、社会通念上許容される範囲を超えた言動については、児童生徒等の教育環境と教職員の勤務環境を守る観点から、毅然とした対応を取ることが求められ、暴行や脅迫だけでなく、要求の内容、手段・態様などに照らしてハラスメント行為となるものがあります。

こうした中、令和７年６月に成立した「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和７年法律第 63 号）により、令和８年 10 月１日から全ての事業主に対してカスタマーハラスメント防止のための措置を講じることが義務付けられています。また、これに先立ち文部科学省は令和８年８月に「学校と保護者・地域住民等とのより良い関係構築のためのガイドライン」を公表しています。

美幌町教育委員会では、こうした法改正及び文部科学省のガイドラインの趣旨を踏まえ、所管する町立小中学校において、児童生徒等の教育環境と教職員等の勤務環境を守るための方針を明確にし、適切な対応を図るための共通の指針として、本ガイドラインを策定いたしました。

第１章　目的・対象・基本方針

１　目的

本ガイドラインは、学校と保護者・地域住民等との信頼関係の構築を基本としつつ、社会通念上許容される範囲を超えた言動から、児童生徒の安全で安心な教育環境と教職員の心身及び就業環境を守ることを目的とします。

２　対象となる学校・人・場面

対象は、美幌町教育委員会が所管する町立小中学校（美幌小学校、東陽小学校、旭小学校、美幌中学校、北中学校）とします。学校再編等により対象校に変更が生じた場合は、必要に応じて本ガイドラインを見直します。

・保護の対象となる者：校長・教頭・教諭・養護教諭・事務職員等、学校運営に関わる教職員。
雇用関係のないボランティア、外部スタッフ等についても可能な範囲で同様の保護を図ります。

・対象となる相手：保護者、親族、児童生徒の関係者、地域住民等。

・対象となる場面：校内だけでなく、電話、電子メール、SNS、家庭訪問、校外活動、部活動等、教職員が業務を行う場面。

3　基本方針

（1）教育活動への意見・要望には、傾聴・受容・共感を基本として誠実に対応し、説明責任を果たします。

（2）学校側の説明不足、不適切な対応、連絡の行き違い等が背景にないか確認し、改善が必要な点については、適切に見直しを行います。

（3）許容範囲を超える言動には、毅然とした姿勢を示すとともに、当該児童生徒の教育上の利益を損なわない方法で対応します。

（4）教職員個人に対応を任せることなく、学校管理職を中心とした組織的な対応を基本とし、教育委員会が必要な支援を行うとともに、事案に応じて関係機関や外部専門家等と連携します。

第２章　カスタマーハラスメントの定義・具体例

1　定義

本書でいう「カスタマーハラスメント」は、次の３つの要素をすべて満たすものをいいます。

要素	確認する内容
① 保護者等の言動	保護者・地域住民等から、学校等に寄せられる言動であること。
② 社会通念上の相当性	業務の性質、要求の内容・手段・態様や経緯等に照らし、社会通念上許容される範囲を超えること。
③ 就業環境への影響	教職員の身体的・精神的苦痛等により、就業する上で看過できない程度の支障が生じること。

なお、当該言動の頻度や継続性は考慮するものの、強い身体的又は精神的苦痛を与える態様の言動の場合は、１回の言動でも、当該教職員が就業する上で看過できない程度の支障が生じ、就業環境が害されると判断する場合があります。

2　該当しない例（原則）

・授業内容、いじめ、学校生活、安全管理等について説明や改善を求めること。

・合理的配慮の提供や不当な差別的取扱いの解消を求めること。

・学校側の誤りについて事実確認、謝罪、適切な是正を求めること。

3　具体例と判断時の注意

社会通念上許容される範囲を超えた言動の典型的な例としては、以下のものがありますが、個別の事案の状況等によって判断が異なる場合もあり得ることに十分留意し、広く相談に対応するなど、組織として適切に対応します。

a.そもそも要求に理由がない又は学校における教育活動と全く関係のない要求 ・性的な要求をすること ・教職員の家庭や私生活に関する要求をすること	b.学校の教育活動及び学校運営の範囲を著しく超える対応を求めるもの ・児童生徒等の学校外での行動や公園での遊び方などに対する監視を要求すること ・明らかに学校の責務とは言えない要求をすること
c. 対応が著しく困難な又は対応が不可能な要求 ・修学旅行の費用について、不合理な減額や免除を求めること ・正当な理由や教育上の必要性の検討を経ずに、クラス替えや担任の変更・退職を一方的に強要すること	d. 相当性を欠く賠償要求 ・学校における教育活動と無関係である不当な賠償請求をすること ・成績の低下を理由に賠償請求をすること
e.身体的な攻撃（暴行、傷害等） ・殴る、蹴る、叩く等の暴行を行うこと ・物を投げつけること ・わざとぶつかること ・つばを吐きかけること	f.精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言、土下座の強要等） ・教職員を脅迫すること（例：「SNS 上に悪評を投稿するぞ」「自宅に行くぞ」など危害をほのめかす発言） ・SNS 等へ教職員のプライバシーに係る情報の投稿等をすること ・教職員を無断で撮影、録画、録音すること
g.威圧的な言動 ・大きな声をあげて教職員や周囲を威嚇・威圧すること ・声を荒らげ、執拗に責め立て、高圧的に自らの要求を主張すること	h.継続的、執拗な言動 ・何度も電話し要求を繰り返したり、家庭訪問を何度も要求したりすること ・同様の質問を執拗に繰り返し、文書等での回答を強要すること ・同様の電子メール等を執拗に繰り返し送りつけること ・勤務時間外や教職員の自宅を訪れての謝罪等を強要すること
i.拘束的な言動 ・長時間にわたる校内での居座りにより、教職員の業務を妨げること ・頻繁に長時間の電話を掛けて教職員を拘束すること ・校内施設からの不退去や不当な居座りをすること	

第３章　教育委員会等の役割と相談窓口・支援体制

1　教育委員会・学校管理職・教職員の役割

主体	役割
美幌町教育委員会	・本ガイドラインの周知、相談体制の整備及び研修の実施に加え、各学校からの相談・報告に応じて必要な指導・助言及び支援を行います。また、学校だけでは対応が困難な事案については、学校管理職と対応方針を協議し、必要に応じて関係部署、任命権者、警察、弁護士等の関係機関と連携し、組織的な対応を図ります。
学校管理職 （校長・教頭）	・本ガイドラインの趣旨及び対応方針を教職員に周知し、保護者や地域住民等からの相談・要望等に組織的に対応できる体制を整えます。また、教職員から相談・報告を受けた場合や自ら事案を認知した場合には、速やかに事実関係を確認し、児童生徒等の安全確保及び教職員の保護に必要な措置を講じます。学校だけでは対応が困難な事案については、教育委員会に報告・相談し、対応方針を協議するとともに、再発防止に向けた取組を進めます。
教職員	・本ガイドラインの趣旨を理解し、保護者や地域住民等からの意見・要望・相談等に対して誠実に対応します。また、社会通念上許容される範囲を超えた言動を受けた場合やそのおそれがある場合には、一人で抱え込まず、速やかに学校管理職へ相談・報告するとともに、事実関係や対応経緯等を記録します。学校管理職の指示及び組織として決定した対応方針に基づき、他の教職員と連携して適切な対応に努めます。

2　相談窓口

区分	相談窓口	対応内容
校内相談窓口	校長又は教頭	教職員からの相談・報告を受け、事実関係を確認し、必要な対応を行います。
教育委員会 相談窓口	美幌町教育委員会 学校教育課学校教育グループ	各学校からの相談・報告を受け、学校管理職と対応方針を協議します。校内で相談しにくい事情がある場合は、直接相談することもできます。

3　他の事業主が雇用する労働者への配慮と協力

教育委員会、学校管理職及び教職員は、学校に物品・サービス等を提供する事業主が雇用する労働者等、他の事業主が雇用する労働者に対する言動についても必要な注意を払います。美幌町教育

委員会は、教職員に研修の実施その他の必要な配慮をするとともに、自らも注意を払い、職場におけるカスタマーハラスメントを行ってはならない旨の方針を併せて示します。

改正労働施策総合推進法第 33 条第 3 項の規定により、他の事業主から、事実関係の確認等の雇用管理上の措置に関して必要な協力を求められた場合には、関係部署や任命権者等と調整の上、適切に協力するよう努めます。

第４章　保護者や地域住民等との信頼関係の構築と未然防止

１　保護者や地域住民等とのより良い関係構築のための考え方

学校は、児童生徒等を中心に据えて教育活動を行います。この活動を行うに当たって、保護者や地域住民等は教育上の重要なパートナーであり、日頃から信頼関係を構築していくことが重要です。

また、教育委員会、学校管理職を含む教職員は、日頃から保護者や地域住民等と対話を重ね、協働による「共につくる」学校運営を進めていくことが非常に大切です。

２　主体ごとの取組

（１）教育委員会が取り組むこと

学校への伴走支援

教育委員会は、保護者や地域住民等への対応に関する学校への伴走支援を行い、学校と保護者等の信頼関係の構築を促進します。教職員に対する研修や周知については、第７章に定めます。

保護者等の理解促進のための情報発信

教育委員会は、保護者等向けの広報や教育方針の説明を通じて、学校運営に関する方針や学校における対応状況や取組の進捗について、丁寧かつ継続的な情報発信を行い、保護者や地域住民等の理解を促進します。

（２）学校全体としてできること

学校運営方針に関する理解を醸成

学校運営の基本的な方針等を明確にし、教育活動の現状、課題などについて保護者や地域住民等に対して十分な説明を行い、理解と協力を求め信頼関係を構築します。

保護者や地域住民等との意見交換の機会の確保

保護者や地域住民等と双方向で意見交換をする機会を作り、保護者や地域住民等の意見や要望等を把握しつつ、学校側からも学校運営などに係る情報を提供することでより良い信頼関係を構築します。

（3）教職員個人としてできること

児童生徒等との信頼関係の構築

保護者との関係づくりは児童生徒等との関係づくりから始まります。日頃の教育活動の中で、一人一人の児童生徒等との信頼関係を深め、より良い関係を築いていきます。担任一人で抱えずに、他の教職員等と連携しながら関係を深めていきます。

日常的なコミュニケーション

児童生徒等の良い面や成長の様子を保護者に伝えることを習慣化することで、保護者の信頼につながります。学級通信・連絡帳・保護者会等の多様なチャンネルを活用すること、また、管理職等を中心に、地域住民等への情報発信を心がけていきます。

傾聴・受容・共感を基本とした保護者対応

保護者や地域住民等の相談を受ける際は、言葉だけでなく、表情・声のトーン・態度なども良好なコミュニケーションの助けになります。相手の思いを汲み取り、落ち着いて話を聞く姿勢を基本としながらコミュニケーションを図ります。

3　平時における防止措置

学校及び教育委員会は、保護者や地域住民等からの相談・要望等には真摯に対応し、発生原因や背景として学校側の対応やコミュニケーションの不足がないかにも留意して、改善に取り組みます。

悪質な行為が起こる以前に、本ガイドラインの周知、校内報告の徹底、関係機関との連絡方法の確認等を行います。特に悪質と考えられる言動への対処方法をあらかじめ確認し、各学校と教育委員会が関係部署・警察・必要な専門家との連絡方法を確認します。

第５章　事案発生時の迅速かつ適切な対応

「保護者等の社会通念上許容される範囲を超えた言動」に関する相談の申し出があった場合には、事実関係を迅速かつ正確に確認し、学校及び教育委員会が連携して対応します。なお、事実関係の確認前でも、安全確保や相談者の保護に必要な措置を行います。

1　初動対応・児童生徒等の安全確保

・教職員は学校管理職に直ちに報告し、その場の対応方針について指示を仰ぎます。可能な限り教職員を一人で対応させず、必要に応じて学校管理職が代わって対応します。児童生徒等の安全が脅かされる場合には、各学校の危機管理マニュアル等に基づき、不審者侵入への対応に準じて、学校が直ちに安全確保を行い、必要に応じて警察・消防へ通報し、教育委員会に連絡します。

・学校での対応が困難な場合や重大事案については、学校管理職が教育委員会学校教育課に速やかに報告・相談し、対応方針を協議します。

・十分な説明を行った上で、なお繰り返しの要求が続く場合は、学校管理職の判断により対応の区切りを示し、面談の終了や電話の終話を伝えます。緊急の安全確保が必要な場合は直ちに退避・通報します。

・暴行、傷害、脅迫などの犯罪に該当し得る言動については、警察へ通報します。

2　迅速かつ正確な事実確認（STEP 1）

「保護者等の社会通念上許容される範囲を超えた言動」に関する相談の申し出があった場合、学校管理職が窓口となり、速やかに事実関係を確認します。

・あらかじめ定めた「保護者等の社会通念上許容される範囲を超えた言動」への対処方法を踏まえ、学校管理職がその場で事実関係を確認し、対応します。

・校内相談窓口（校長・教頭）及び教育委員会学校教育課の担当者が、相談者から事実関係を確認します。必要に応じて専門家への相談を教育委員会が調整します。

・必要に応じて、周囲の教職員からも事実関係を聴取したり、録音等の客観的な証拠を確認したりする等の措置を講じます。

・必要かつ可能な場合には行為者からも事実関係を聴取します。

3　被害者に対する配慮のための措置（STEP 2）

「保護者等の社会通念上許容される範囲を超えた言動」により、教職員の就業環境が害された事実が確認できた場合には、学校及び教育委員会が速やかに必要な配慮を行います。また、事実確認の前であっても、必要な保護措置を講じます。

あらかじめ定めた対処方法を踏まえ、学校管理職は事案の内容や状況に応じて担当の交代、複数対応、業務調整等を行います。判断に迷う場合や学校だけでは対応が難しい場合は、教育委員会に相談し、必要に応じて関係部署や任命権者等と連携して被害者への配慮を進めます。

学校における対応と教育委員会による支援の基本的な役割は、次のとおりです。

学校における対応	教育委員会における支援
・行為者に対応する担当者を変更すること ・行為者との面談等は複数人で対応すること ・学校管理職が被害者のメンタルヘルス不調の相談等に乗ること	・必要に応じて学校教育課担当者等が話し合いへ同席すること ・関係機関や任命権者等の相談窓口と連携し、健康相談等につなぐこと

学校における対応	教育委員会における支援
・暴行、傷害、脅迫などの犯罪に該当し得る言動については警察へ通報すること	・法的な検討が必要な場合は関係部署と協議し、法務相談先・弁護士等への相談を調整すること ・警察の対応が必要になった場合は学校と適切に連携すること

4　再発防止に向けた措置（STEP 3）

事後においては、改めて学校において「保護者等の社会通念上許容される範囲を超えた言動」に関する方針を周知・啓発し、必要な再発防止に向けた措置を学校及び教育委員会が実施します。

事後に必要な対応

・保護者や地域住民等は児童生徒等の健やかな成長を支えるパートナーであり、誠実な姿勢で対応することの重要性や、学校側の対応等について振り返り、今後の対応の改善につなげることの必要性について共通認識を図ります。

・必要な場合には、当該言動の発生の原因や背景となった教育委員会又は教職員側の対応等における問題や、保護者や地域住民等とのコミュニケーションの不足などの改善を図ります。

・必要に応じて、校内における慣行の見直しなどの職場環境の改善や組織風土の見直しを行います。

・必要に応じて、事案の内容や対応経緯を記録し、個人情報の取扱いに留意して各学校に共有し、再発防止に活用します。

5　悪質な事案への対処

特に悪質な行為への対処

教育委員会は、「保護者等の社会通念上許容される範囲を超えた言動」を抑止するため、特に悪質な事案への対処方法をあらかじめ示し、学校管理職・教職員に周知します。警告や連絡方法の変更等の措置は、校長と教育委員会が事案に応じて協議し、必要な体制を確保して行います。

特に悪質な行為への対処例

・必要に応じ、学校管理職が教育委員会と協議した上で、行為者に対して警告文を発出します。

・学校管理職が教育委員会と協議し、必要な相談経路を確保した上で、電話・面談からメール等の文書によるやり取りに切り替えます。

・児童生徒の安全等に具体的な危険がある場合は、法令・事実関係・必要性を確認の上、学校管理職と教育委員会が協議し、必要最小限の範囲で学校への立入りを制限することを検討します。（児童生徒の教育上の利益及び保護者との必要な連絡手段を確保する）

・教育委員会が利用可能な法務相談体制を確認し、必要に応じ弁護士等へ相談・対応を依頼します。

第６章　プライバシー・記録の管理と教職員の保護

１　相談者等のプライバシーの保護

「保護者等の社会通念上許容される範囲を超えた言動」に係る相談者等の情報は、当該相談者等のプライバシーに属するものです。相談への対応又は当該言動に係る事後の対応に当たっては、相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講ずるとともに、その旨を教職員に対して周知します。なお、相談者等のプライバシーには、性的指向・ジェンダーアイデンティティ等の機微な個人情報も含まれます。

２　相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置

相談者等のプライバシーの保護のために必要な事項を本ガイドライン及び関連するマニュアル等に定め、相談窓口の担当者は、これらに基づき対応します。

・相談者等のプライバシーの保護のために、相談窓口担当者に必要な研修を行います。

相談窓口においてプライバシーを保護するために必要な措置を講じていることを、教職員、保護者や地域住民等に周知します。具体的な周知方法は第７章に定めます。

３　教職員に対する不利益な取扱いの禁止

教育委員会は、任命権者等と連携し、教職員が次の行為をしたことを理由として、免職・解雇、人事評価における低い評価その他の不利益な取扱いを受けない旨を、関係する服務規程等にも留意して教職員に周知・啓発します。

・「保護者等の社会通念上許容される範囲を超えた言動」に関して相談をしたこと

・事実関係の確認その他のカスタマーハラスメント防止に係る措置について、美幌町教育委員会及び任命権者等が行う対応に協力したこと

・教職員においては人事委員会等に対して、相談、紛争解決の援助の求め又は申請を行ったこと

4　録音等の記録の取扱い

保護者や地域住民等とのやり取りを録音する場合は、原則として目的を伝え、相手に断りを入れた上で、必要な範囲で行います。録音等の客観的な証拠を確認する場合も含め、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等を遵守し、保護者や地域住民等の個人情報を適切に管理します。記録の保存・閲覧・共有・廃棄については、関係法令及び町・学校の関係規程等に従い、必要な範囲で取り扱います。

第７章　研修・周知・検証

1　周知・啓発

教育委員会及び学校管理職は、各学校の教職員に本ガイドラインを周知し、必要に応じて校内研修等を行います。保護者や地域住民等にも学校だよりや町・学校のホームページ等を通じて方針を周知します。

教職員に対しては、研修・講習等の実施や既存マニュアル等への記載により、対象となる言動及び対処方法、相談窓口、プライバシーの保護、不利益な取扱いをしない旨を周知します。

保護者や地域住民等に対しては、パンフレット、学校だより、町・学校のホームページ等に、防止措置の対象となる言動、発生の原因や背景並びに教育委員会の方針、相談・連絡の基本的な方法を記載するなどして周知します。

また、第３章３に定める他の事業主が雇用する労働者への配慮についても、必要な方針の周知を図ります。

2　保護者対応力の向上と背景要因の解消

教育委員会は、「保護者等の社会通念上許容される範囲を超えた言動」の発生原因や背景となる要因を解消するために以下のような取組を各学校と協力して進めます。

保護者や地域住民等から社会通念上許容される範囲で行われる正当な申入れは、カスタマーハラスメントには該当しません。学校はこれらの申入れを踏まえ、真摯に業務を遂行し、保護者や地域住民等との連携・協働を通じて、全ての児童生徒等に対する質の高い教育の実現を目指します。

3　保護者や地域住民等への対応力の向上

保護者等との関係構築についての研修、保護者等からの苦情への対応についての研修等の実施や資料の配布等により、教職員の保護者や地域住民等への対応力等の向上を図ります。

4　家庭や保護者等への理解の促進

家庭や保護者が抱える課題や障害特性及び保護者の学校に対する期待感に対する理解等についての資料の配布や研修等の実施により、教職員の保護者や地域住民等への理解を深めるよう努めます。

5　教職員の参画と運用の検証

教育委員会は、本ガイドラインに基づく措置の運用・見直しに当たり、必要に応じて、教職員の参画を得つつ、アンケート調査や意見交換等を実施するなどにより、その運用状況の的確な把握や必要に応じて本ガイドラインの見直しを行います

なお、教職員の参画を得る方法として、学校・教育委員会の既存の協議機会を活用し、法令上設置する衛生委員会等がある場合はその活用も検討します。

別紙１　カスタマーハラスメントが疑われる場合の対応フロー

学校による初動対応

緊急ルート

暴行・脅迫等、児童生徒・教職員の安全に危険

▼

対応中止・退避
児童生徒等の安全確保

▼

必要に応じ
警察・消防に通報

▼

校長・教頭に報告
教育委員会と情報共有

※学校の危機管理マニュアル等に基づき、緊急時は報告・協議を待たず安全確保を優先

通常の相談・判断ルート

教職員が申出・要求内容を丁寧に聞き取る

▼

校長・教頭へ速やかに報告・相談

▼

判断前の初動措置
（複数人対応／担当交代／安全確保／記録）

▼

学校管理職が事実関係・対応経緯を確認

▼

学校管理職を中心に該当性を組織的に判断

直接相談ルート

校内で相談しにくい
管理職が当事者
判断に迷う・早期に相談したい

▼

教職員から
教育委員会学校教育課へ
直接相談可

▼

必要に応じて
学校管理職・関係部署等と連携

判断結果に応じた対応

該当する	判断が難しい	該当しない
不相当な言動の中止を求め、必要に応じて面談・電話の終了、担当交代、連絡方法の変更等を検討。	記録・事実確認を続けながら、教職員や児童生徒等の安全確保・保護措置を先行。	正当な相談・意見・要望として誠実に対応し、説明を行う。
学校で対応が困難な場合は教育委員会へ相談	**必要に応じ教育委員会と対応方針を協議**	**必要に応じ学校の対応を振り返り、改善**

教育委員会と連携

教育委員会へ報告・相談する主な場合

● 事案が長期化・反復している　● 学校だけでは対応が困難　● 児童生徒等の安全への影響が懸念される
● 法的な検討が必要　● 教職員への特別な配慮が必要　● 対応方法の大きな変更を検討する

学校管理職（校長・教頭）から教育委員会（学校教育課）へ相談・報告
※校内で相談しにくい場合は教職員からの直接相談も可能

▼

学校・教育委員会で事実関係と対応方針を協議
教職員の保護・児童生徒への配慮／必要に応じ任命権者・警察・弁護士等と連携

▼

学校を中心に対応を実施・事案の収束を確認

▼

必要に応じて対応経緯を振り返り、再発防止・学校運営の改善につなげる

別紙２　カスタマーハラスメント相談・対応記録票

１　受付・関係者の情報

相談日時	令和　　年　月　日（　）　　時　分～　　時　　分	
学校・受付者	学校名：	受付者（職・氏名）：
相談者・被害者	相談者（職・氏名）：	被害者：☐ 同じ　☐ 別（氏名：　　）
相手方（行為者）	氏名・関係等：	発生場所・連絡手段：

２　言動の区分（該当するものにチェック・複数選択可）

☐ 身体的な攻撃	☐ 精神的な攻撃	☐ 威圧的な言動	☐ 過大・過小な要求	☐ 執拗な言動
☐ 拘束的な行動	☐ 差別的な言動	☐ 性的な言動	☐ 個人情報の侵害	☐ 私的な要求
☐ その他（　　）				

３　事案の内容・影響

相談・要求内容と具体的な言動（日時、言動の内容、経緯、程度・頻度、学校の説明・対応等）
教職員・児童生徒への影響（心身・就業環境への影響、安全・学習面への影響等）

４　事実確認・対応

確認資料・証拠	☐ メモ　☐ メール　☐ SNS　☐ 録音　☐ 画像　☐ 目撃者　☐ その他		
確認した事実・未確認の事項（資料の保存先、関係者からの聴取内容等）			
当日の対応・相談者の意向（説明、注意、担当変更、緊急対応、本人の希望等）			
管理職への報告	日時：	報告先：	指示内容：
町教委への報告	日時：	報告先：	協議内容：

５　今後の対応・説明・確認

対応方針・実施措置・相談者への説明内容（必要に応じて別紙を使用）			
説明・追跡確認	説明日時：	説明者：	次回確認予定日：
確認欄	教頭等：	校長：	教育委員会（必要時）：